

広島市告示（東区）第5号
令和8年4月6日

平成4年7月13日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した中山上組町内会（代表者 茶木敏雄）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第10項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

記

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

茶木 敏雄 広島市東区中山上二丁目12番16号を

橋本 賢 広島市東区中山上二丁目2番27号に変更する。